令和２年４月１９日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

資　料　提　供
令 和 ２年 ４月 １８ 日
担　当:呉市新型コロナウイルス感染症対策本部
担当者:呉市保健所　地域保健課　　大下
直　通:0823-25-3531

新型コロナウイルス感染症患者（1 例目）の発生について（第 1 報）

本日４月１８日（土），呉市において新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されました。

この患者は，４月１８日（土）に感染が疑われたため，帰国者・接触者外来にて検体採取し，広島県保健環境センターで検査を実施したものです。

現在，呉市保健所では，濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

【　患者概要　】

⑴ 年齢　　８０歳代
⑵ 性別　　男性
⑶ 居住地　　呉市
⑷ 職業　　無職
⑸ 症状・行動歴

４月 15 日（水）頃から咳あり，発熱状況は不明
４月１８日（土）　咳症状，倦怠感あり
発熱（38.0℃）
帰国者・接触者外来で検体採取後，自宅療養
広島県保健環境センターで検査の結果，陽性と判明
感染症指定医療機関への入院を調整中

発症前２週間呉市外への外出なし。移動は自家用車。

お願い

報道機関各位におかれましては，感染症法の精神に基づき，プライバシー保護及び風評被害について格段のご配慮をお願いいたします。

令和２年４月１９日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
事務局（総務部危機管理課）

新型コロナウイルス感染症に係る第１１回広島県対策本部員会議について

令和２年４月１８日に開催された「新型コロナウイルス感染症に係る第１１回広島県対策本部員会議」の資料は，別紙のとおりです。

会議資料は，広島県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

○広島県ホームページ掲載場所

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/987100235.html

新型コロナウイルス感染症患者（他県比較）

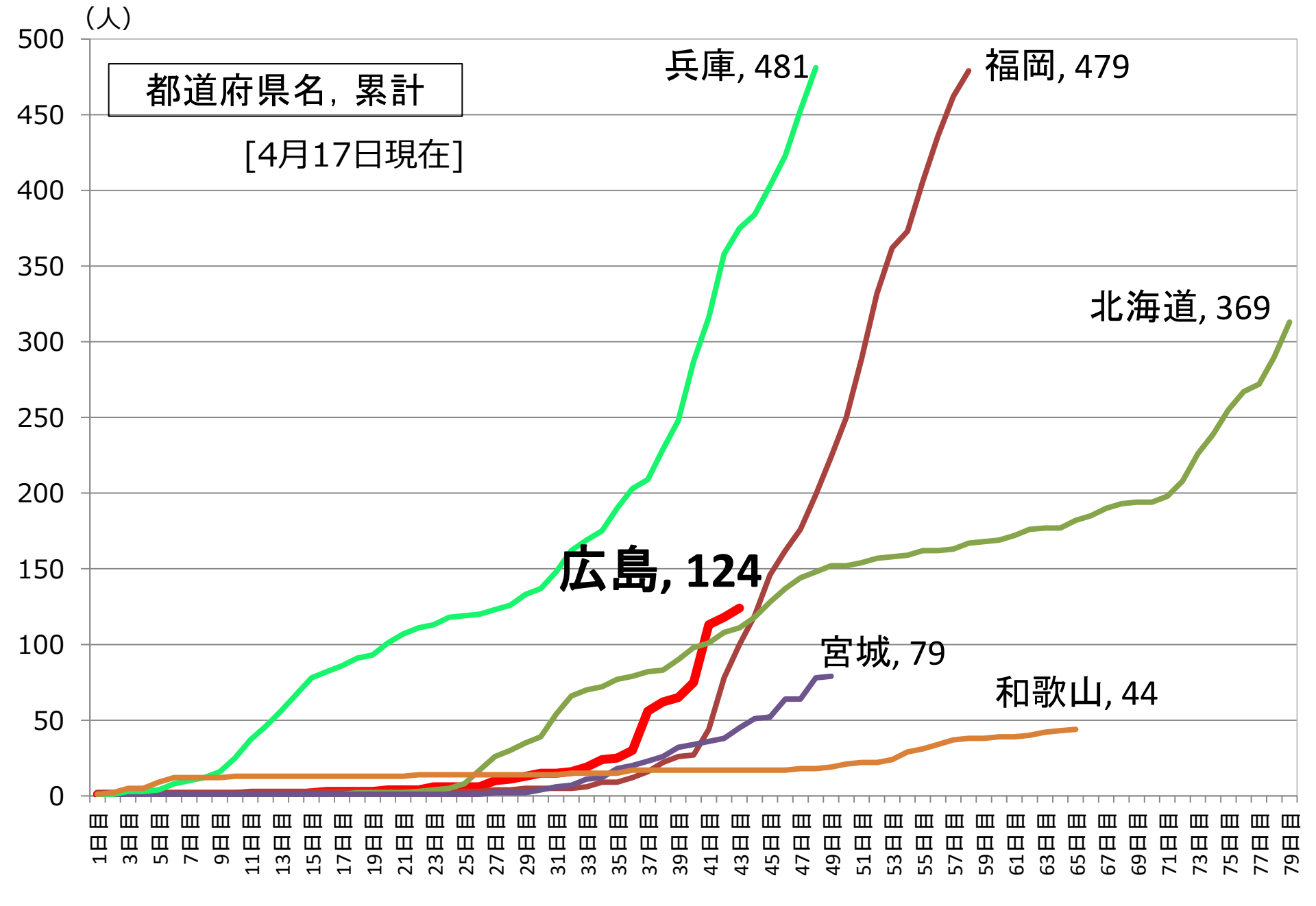

令和２年４月 18 日
広島県新型インフルエンザ等対策専門家委員会
（新型コロナウイルス感染症対策専門員会議）

新型コロナウイルス感染症発生状況について

1.　広島県のここ数日の発生状況は，複数のクラスターが発生しており，新規感染者が 124 人となり，４月 11 日時点の 56 人から１週間で約 2.2 倍と依然として急拡大が続いている。

2.　クラスター患者はリンクが追える状況にあるが，県内の感染者数は 100 名を超え，さらに国の緊急事態宣言も全国に拡大されたことから，より一層感染拡大防止対策の徹底を強力に図っていく必要があると考える。

3．広島県における緊急事態措置等及び使用制限対象施設リスト（案）については，基本的には提示案の考え方でよい。

４．５月 10 日まで連休が続くことも想定して対策を検討する必要がある。

5．休校・休園になっている子供たちの居場所を確保するため，３密（密閉，密集，密接）を避けるなど感染リスクを軽減する措置等を講じた上で動物園・植物園の一部開園を可能とすることができないか。

６．　感染者・医療関係者やその家族を誹謗・中傷・差別することは絶対に止めていただくよう，行政から改めて強く訴えかけていただきたい。

（案）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等

令和２年４月 18 日制定
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

特措法第 32 条に基づく緊急事態宣言を受け，政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に，次により緊急事態措置を行う。

１　基本的な考え方

（１）新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組み，人と人との接触を８割削減することを目標として，事業者及び県民の協力を要請する。

（２）事業者に対しては，

①感染拡大につながるおそれのある施設については休業への協力を要請する。

②以下の施設については，「３密」を避けるための措置を講じた上で，原則として，休業への協力要請は行わない。

・県民の安定的な生活の確保に必要な，食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など

・医療関係者・生活支援関係事業者及び，それらに関わる関係事業者の施設

・社会の安定の維持に必要な施設

③屋内外を問わず，複数の者が参加し，密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等の開催の自粛を要請する。

④休業を行わない事業所等においては，不急な会議や出張を中止し，Ｗｅｂ会議，テレワークの活用などにより，出勤者数を５割削減することを目指す。また，出勤した場合にも，座席間の距離をとることや，従業員の執務オフィスの分散などを促す。

⑤都道府県をまたいでの出張や他の都道府県からの人の往来は，まん延防止の観点から厳に避けるよう要請する。

（３）県民に対しては，

①生活維持に必要なものを除き，外出しないことを要請する。

②他地域との往来の自粛を要請する。

２　措置の対象とする区域

広島県全域

３　施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第 24 条第９項）

（１） 別紙１に掲げる区分に応じ，休業への協力を要請する。

期間は，令和２年４月２２日から令和２年５月６日までとする。

（２）以下の施設については，原則として休業への協力は要請せず，「５　適切な感染防止に向けた対策」の徹底を要請する。

・県民の安定的な生活の確保に必要な，食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
・医療関係者・生活支援関係事業者及び，それらに関わる関係事業者の施設
・社会の安定の維持に必要な施設

（３）なお，以下の施設については，下記の点に留意すること。

・運動，遊技施設については，屋外は対象外とするが，屋内施設は対象とする。
・商業施設，大学，学習塾等について，1,000 ㎡超の施設については，休業の協力を要請する。1,000 ㎡以下の施設は休業の協力を依頼する。
・大規模ショッピングセンターについては，対象施設と対象外施設の適切な区分を要請する。
・幼稚園については，対象とするが，特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については，個別に相談の上，受け入れの継続を要請する。
・保育所，児童クラブについては，対象外とするが，医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者，ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ，保育の縮小や臨時休所等について要請する。
・通所介護・短期入所利用の福祉サービスを提供する施設については，対象外とするが，可能な限りの利用自粛の依頼を要請する。
・食事提供施設については，対象外とするが，営業時間短縮等（朝５時から夜８時まで。酒類の提供は夜７時まで）の協力を要請する。

４　徹底した外出の自粛の要請（法第 45 条第１項）

「１　基本的な考え方の（３）」及び，「県民の皆様へ５つのお願い（別紙２）」事項の順守を要請する。**期間は，令和２年４月１８日から令和２年５月６日までとする。**

５　適切な感染防止に向けた対策

発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い，37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤停止など）や，飛沫感染（従業員のマスク着用，手指の消毒，こまめな手洗いなど），接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）を講じるほか，以下の対策を講じる。**期間は，令和２年４月１８日から令和２年５月６日までとする。**

（１）休業協力要請を行わない事業所等においては，不急な会議や出張を中止し，Ｗｅｂ会議，テレワークの活用などにより，出勤者数を５割に削減することを目指す。また，出勤した場合にも，座席間の距離をとることや，従業員の執務オフィスの分散などを行う。
（２）事業所等に出勤する従業員に対しては，時差出勤，自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
（３）店舗等の利用者の入場制限，行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請する。

使用制限対象施設リスト

別紙1

1　基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ナイトクラブ	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	スナック	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	バー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ダーツバー	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	パブ	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	ネットカフェ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	漫画喫茶	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	カラオケボックス	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	勝馬投票券発売所	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	場外車券売場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	場外馬（舟）券場	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	ライブハウス	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	風俗等に関する営業	対象				
大学・学習塾等 （オンライン授業は対象外）	大学	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請	環境県民局	大学教育振興担当	082-513-2752
	専門学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	高等専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	医療系養成施設	対象		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	専修学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	各種学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	日本語学校・外国語学校	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	インターナショナルスクール	対象		環境県民局	学事課	082-513-4496
	自動車教習所	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請	広島県警	交通部運転免許課	082-228-0110
	学習塾	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家庭教師	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	英会話教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	音楽教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	囲碁・将棋教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	そろばん教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	バレエ教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	体操教室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請 ※屋内施設は，使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については，使用停止の要請の対象とする △一定の距離（2m）をとって利用可	地域政策局	スポーツ推進課	082-513-2641 （※4/18，19は082-513-2511）
	屋内・屋外水泳場	対象		地域政策局		
	ボウリング場	対象		地域政策局		
	スケート場	対象		地域政策局		
	ゴルフ場	対象外		地域政策局		
	ゴルフ練習場（※）	対象外		地域政策局		
	バッティング練習場（※）	対象外		地域政策局		
	陸上競技場（☆）	対象外		地域政策局		
	野球場（☆）	対象外		地域政策局		
	テニス場（☆）	対象外		地域政策局		
	サッカー場（☆）	対象外		地域政策局		
	フットサル場（※，☆）	対象外		地域政策局		
	弓道場	対象外		地域政策局		
	柔剣道場	対象		地域政策局		
	スポーツクラブなどの運動施設	対象		地域政策局		
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	対象		地域政策局		
	テーマパーク	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	遊園地	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	マリーナ（※）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	釣り堀(△)	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	潮干狩り(△)	対象		農林水産局	農林水産総務課	082-513-3511
	キャンプ場	対象				
	マージャン店	対象				
	パチンコ店	対象				
	ゲームセンターなどの遊技場	対象				
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請）	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	観覧場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	プラネタリウム	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	映画館	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	演芸場	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
集会・展示施設	集会場，展示場，文化会館，多目的ホールなど	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請	環境県民局	環境県民総務課	082-513-2712
	神社	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	寺院	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	動物愛護団体	対象		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3103
	教会	対象外		環境県民局	学事課	082-513-4496
	博物館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	美術館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	図書館（□）	対象	□予約貸出のみ利用可	教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	公民館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	科学館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	記念館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	水族館	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	動物園	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	植物園	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
	その他の社会教育施設	対象		教育委員会	生涯学習課	082-513-5011
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業協力要請） 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請	①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3103
	ペット美容室（トリミング）	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3103
	宝石類や金銀の販売店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	住宅展示場（戸建て，マンション）	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
				土木建築局	住宅課	082-513-4164
	金券ショップ	対象	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。 対象外の施設については，適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	古本屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	おもちゃ屋・鉄道模型店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	囲碁・将棋盤店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	DVD/ビデオショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	DVD/ビデオレンタル	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	アウトドア用品，スポーツグッズ店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ゴルフショップ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	土産物屋	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	旅行代理店（店舗）	対象		商工労働局	観光課	082-555-2010
	アイドルグッズ専門店	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ネイルサロン	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	まつ毛エクステンション	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	スーパー銭湯	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	岩盤浴	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	サウナ	対象		①商工労働局 ②健康福祉局	①商工労働総務課 ②食品生活衛生課	①082-513-3311 ②082-513-3097
	エステサロン	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	日焼けサロン	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	脱毛サロン	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	写真屋	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	フォトスタジオ	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	美術品販売	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	展望室	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	生活必需物資の小売り関係等以外の店舗	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	対象		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311

2　施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については，個別に相談の上，受入れの継続を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	小学校	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請	教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	中学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	義務教育学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	高等学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
				環境県民局	学事課	082-513-2758
	高等専門学校	対象		環境県民局	大学教育振興担当	082-513-2752
	中等教育学校	対象		教育委員会	学校経営支援課	082-513-4966
	特別支援学校	対象		教育委員会	学校経営支援課 特別支援教育課	082-513-4966 082-513-4981
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが，医療従事者や社会の機能を維持するために，就業継続が必要な者，ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ，保育の縮小や臨時休園等について要請する。	健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	学童クラブ	対象外		健康福祉局	安心保育推進課	082-513-3174
	障害児通所支援事業所	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	子育て世代包括支援センター 子育て支援拠点	対象外		健康福祉局	子供未来応援課	082-513-3167
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3167
	障害福祉サービス等事業所	対象外		健康福祉局	障害者支援課	082-513-3158
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外		健康福祉局	地域福祉課	082-513-3140
	婦人保護施設	対象外		健康福祉局	こども家庭課	082-513-3173
	原爆養護老人ホーム	対象外		健康福祉局	被爆者支援課	082-513-3109
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	対象外	【要請内容】 休業協力要請の対象外とするが，可能な限りの利用自粛の依頼を要請	健康福祉局	地域福祉課 障害者支援課	082-513-3208 082-513-3158

3　社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
医療施設（※）	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うもの	健康福祉局	医務課	082-513-3056
	診療所	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	歯科	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	薬局	対象外		健康福祉局	薬務課	082-513-3222
	あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	接骨院	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
	柔道整復	対象外		健康福祉局	医務課	082-513-3056
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。	農林水産局	販売・連携推進課	082-513-3588
	食料品売り場（※）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	百貨店におけるにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ホームセンターにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	スーパーマーケットにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	コンビニエンスストア	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ショッピングモールにおける生活必需品売場	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ガソリンスタンド	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	靴屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	衣料品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	雑貨屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	文房具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	酒屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）（宅配・テイクアウト含む）	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請，営業時間短縮の協力を要請 ・営業時間の短縮については，これまで夜８時以降から朝５時までの間に営業している店舗に対して，朝５時から夜８時までの間の営業を要請し，酒類の提供は夜７時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	料理店（宅配・テイクアウト含む）	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	喫茶店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
	和菓子・洋菓子店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3104
住宅、宿泊施設	ホテル	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	カプセルホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	旅館	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	民泊	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	共同住宅	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	寄宿舎	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	下宿	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ラブホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	タクシー	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	レンタカー	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鉄道	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	船舶	対象外		地域政策局	地域力創造課	082-513-2579
	航空機（空港）	対象外		土木建築局	空港振興課	082-513-4013
	物流サービス（宅配等）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	倉庫・配送センター（港湾関係）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	コンテナターミナル	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019
	旅客ターミナル（港）	対象外		土木建築局	港湾振興課	082-513-4019

種類	施設	休止要請	備考(注意事項等)	問合先		連絡先
工場等	工場	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
金融機関・官公署等	銀行・ATM	対象外	【要請内容】	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	消費者金融等	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	証券会社	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	保険代理店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	事務所	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請	総務局	ブランド・コミュニケーション戦略チーム	082-513-2374
	葬儀場・火葬場	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	※物価統制令の対象となるもの	健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	獣医	対象外		農林水産局	畜産課	082-513-3607
	理美容院	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	貸倉庫	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	貸衣装屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	不動産屋	対象外		土木建築局	建築課	082-513-4185
	結婚式場（貸衣装を含む）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ペットホテル	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3103
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	ブライダルショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	本屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自転車屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家電販売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	園芸用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	修理店（時計・靴・洋服等）	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	鍵屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	１００円ショップ	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	駅売店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	家具屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	自動車販売店・カー用品店	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
	花屋	対象外		商工労働局	商工労働総務課	082-513-3311
				農林水産局	農業経営発展課	082-513-3592
	クリーニング店	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ランドリー	対象外		健康福祉局	食品生活衛生課	082-513-3097
	ごみ処理関係（産業廃棄物・一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽））	対象外		環境県民局	循環型社会課, 産業廃棄物対策課	082-513-2957 082-513-2963
	道の駅（貸会議室，土産物屋等）	対象		土木建築局	道路企画課	082-513-3891
	道の駅（食料品売り場，飲食店，銭湯，駐車場等）	対象外		土木建築局	道路企画課	082-513-3891

別　紙　２

緊急事態宣言

～県民の皆様へ５つのお願い～

１　週末・平日に関わらず外出を自粛してください。

①生活必需品の買い物や医療機関への通院，健康維持のための個人的運動以外の活動など，生活維持に必要なものを除き，外出しないこと

②屋内外を問わず，家族以外との多人数での会食や，密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等へ参加しないこと

③夜間の繁華街の接客を伴う飲食店を利用しないこと

２　やむを得ず外出する場合は，他者との距離を可能な限り２メートル空けてください。

３　県をまたいで移動することや他の都道府県から人を招くことは，まん延防止の観点から，厳に避けてください。

４　在宅勤務，時差出勤，自転車・徒歩通勤などにより，通勤時の人との接触を減らしてください。

５　感染者・医療関係者やそのご家族などを誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。